

指定ごみ袋製造承認申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所
の所在地、その名称及び代表者
の氏名

指定ごみ袋の製造等に関する要綱第4の規定による指定ごみ袋の製造の承認を受けたいので申請します。

1 指定ごみ袋の販売形状等

項目	大きさ		
	大	中	小
販売形状			
入枚数・巻枚数	枚	枚	枚
販売予定価格（税抜）	円	円	円

備考1 販売形状は、袋詰め又はロール状のどちらかを記載すること。

2 入り枚数・巻枚数は、販売形状に応じて記載すること。

3 販売予定価格は、予定する小売店への卸価格を税抜きで記載すること。

2 添付書類

(1) 個人の場合は、住民票及び身分証明書の写し

(2) 法人の場合は、登記事項証明書の写し

(3) 指定ごみ袋の製造等に関する要綱第3第3号に該当する旨の宣誓書

(4) 指定ごみ袋及び外装袋の見本

(5) 印刷する内容が確認できる図面又は印刷されたごみ袋の見本

(6) 指定ごみ袋の厚さ及び引張強度を証する書類（ただし、申請者及びその者に関連する組織以外の第三者検査機関が検査し、発行したものに限り。）

(7) その他市長が認める書類

様式第2号（第5関係）

指定ごみ袋製造承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

久慈市長



年 月 日付けで申請のあった指定ごみ袋の製造の承認については、
次のとおり決定したので通知します。

承認番号	久慈市指定ごみ袋製造承認第 号
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 備考1 承認内容に変更があった場合は、速やかに指定ごみ袋製造承認変更届出書（様式第4号）を提出すること。
- 2 指定ごみ袋の製造を廃止する場合は、指定ごみ袋製造廃止届出書（様式第5号）を当該廃止の日から14日以内に提出すること。
- 3 指定ごみ袋の製造等に関する要綱（以下「要綱」という。）第11に規定する指定ごみ袋販売数量報告書（様式第7号）を指定期日までに提出すること。
- 4 承認期間の満了後、引き続き承認を受けて指定ごみ袋を製造しようとする者は、承認期間が満了する日の30日前までに、指定ごみ袋製造承認申請書（様式第1号）に要綱第4の規定に定める書類を添えて提出すること。

様式第3号（第5関係）

指定ごみ袋製造不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

久慈市長



年 月 日付けで申請のあった指定ごみ袋の製造の承認について、次の理由により承認しないことと決定しましたので通知します。

不承認とした理由

様式第4号（第6関係）

指定ごみ袋製造承認変更届出書

年 月 日

（宛先）久慈市長

住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で承認の決定の通知があつた指定ごみ袋の製造について、次のとおり変更したいので、指定ごみ袋の製造等に関する要綱第6の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容及び理由

2 変更年月日

様式第5号（第7関係）

指定ごみ袋製造廃止届出書

年 月 日

（宛先）久慈市長

住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所
の所在地、その名称及び代表者
の氏名

年 月 日付け 第 号で久慈市指定ごみ袋の製造の承認を受けた内容について、製造を廃止したので、指定ごみ袋の製造等に関する要綱第7の規定により、次のとおり届け出ます。

1 廃止年月日

年 月 日

2 廃止の理由

3 添付書類

指定ごみ袋製造承認決定通知書

様式第6号（第8関係）

指定ごみ袋製造承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

久慈市長



指定ごみ袋の製造等に関する要綱第8第1項の規定により、指定ごみ袋の製造の承認を取り消しましたので、次のとおり通知します。

なお、先に交付した承認書については、要綱第8第3項の規定により、速やかに返還してください。

1 承認番号

久慈市指定ごみ袋製造承認第 号

2 取消理由

様式第7号（第11関係）

指定ごみ袋販売数量報告書

年 月 日

（宛先）久慈市長

住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所
の所在地、その名称及び代表者
の氏名

指定ごみ袋の製造等に関する要綱第11の規定により、次のとおり販売数量を報告します。

対象年月	販売数量		
	大	中	小
年4月	枚	枚	枚
年5月	枚	枚	枚
年6月	枚	枚	枚
年7月	枚	枚	枚
年8月	枚	枚	枚
年9月	枚	枚	枚
年10月	枚	枚	枚
年11月	枚	枚	枚
年12月	枚	枚	枚
年1月	枚	枚	枚
年2月	枚	枚	枚
年3月	枚	枚	枚